

長野県森林審議会議事録

1 日時 令和元年(2019年)12月12日(木) 13時から15時まで

2 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

3 出席者

(1) 出席した委員(五十音順)

荒井 萬喜子委員
北原 曜 委員
小泉 俊博 委員
都築 透 委員
寺島 純子 委員
富井 俊雄 委員
野澤 節子 委員
樋本 佳織 委員
安原 輝明 委員 (9名)

(2) 説明のため出席した者(林務部 部・課・室長)

林務部長	井出 英治
森林政策課長	小山 靖
信州の木活用課長	城 風人
森林づくり推進課 企画幹兼課長補佐	石井 信幸
県産材利用推進室長	柴田 昌志
鳥獣対策・ジビエ振興室 企画幹兼課長補佐	三枝 哲一郎

4 審議会に付した事項

- (1) 千曲川下流地域森林計画書(案)について
- (2) 中部山岳、伊那谷及び千曲川上流地域森林計画変更計画書(案)について
- (3) 長野県森林審議会が特に定める事項について

5 配布資料

- ・資料1 第14期千曲川下流地域森林計画書(案)の修正箇所一覧表
- ・資料2-1 第14期千曲川下流地域森林計画書(案)の概要
- ・資料2-2 地域森林計画変更計画書(案)の概要
- ・資料3-1 第14期千曲川下流地域森林計画書(案)
- ・資料3-2 第13期中部山岳地域森林計画変更計画書(案)
- ・資料3-3 第14期伊那谷地域森林計画変更計画書(案)
- ・資料3-4 第14期千曲川上流地域森林計画変更計画書(案)
- ・資料4 森林経営管理制度及び森林環境譲与税の概要
- ・資料5 令和元年台風19号に係る林務関係被害の状況について
- ・資料6 長野県森林審議会が特に定める事項について

6 議事録

(坂爪森林政策課企画幹兼課長補佐)

本日、司会を担当させていただきます森林政策課企画幹兼課長補佐の坂爪敏紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日御審議をお願いいたしますのは、千曲川下流地域森林計画書(案)及び中部山岳、伊那谷、千曲川上流地域森林計画変更計画書(案)についてでございます。

なお、本日の審議会の議事録につきましては、「長野県の審議会等の設置及び運営に関する指針」の規定に基づきまして、後日委員の皆様にご覧いただき内容の御確認をお願いした上で、県のホームページに掲載をさせていただきます。

また、議事録を正確に作成するために、審議会の議事につきまして録音をさせていただきますので、予め御了解をお願いいたします。

次に、出席委員数につきまして御報告申し上げます。

当審議会の委員数は 11 名でございますが、本日は 9 名の委員の皆様にご出席をいただいております。

半数以上の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、森林法施行細則第 12 条の規定により、本審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは審議会の開会にあたりまして林務部長の井出より御挨拶を申し上げます。

(井出林務部長)

皆さんこんにちは。委員の皆様には、年末の大変御多忙の中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また日頃から本県の森林・林業施策の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますこと重ねて御礼を申し上げます。

若干時間をいただきまして、最近の森林・林業をめぐる状況について御説明を申し上げます。

まずはこのたびの台風 19 号によりお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に対してお見舞いを申し上げます。

林務部の関係では、林道、治山、林業関係施設、きのこ施設などですけれども、約 80 億という甚大な被害が発生しております。国の制度も最大限活用しながら、速やかに復旧復興を進めてまいります。

また今年度から森林税事業として、道路等のライフライン沿いの危険木の伐採も実施しております。引き続き、他の部局とも連携し、防災・減災のための事業を行ってまいりたいと考えております。

さて、今年度から森林経営管理制度の運用が開始されました。

これは適切に経営管理されていない森林を市町村が所有者の委託を受けて管理するほか、意欲と能力のある林業経営者に森林の経営管理を再委託することによりまして、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を図ることを目的としている制度でございます。

意欲と能力のある林業経営者として現時点で応募のあった 30 者を登録する予定で事務を進めておりますけれども、今後、登録者の増加を図りながら、制度の円滑な運用に努めてまいりたいと考えております。

この新たな制度の財源として今年度から森林環境譲与税が県と市町村に配分されております。

県では制度の主体となる市町村への円滑な導入に向けまして、林務部内に森林経営管理支援センターを設置いたしまして市町村の支援をしております。

これらの森林経営管理制度や森林環境譲与税の内容につきまして、この審議会の最後に、別途

御説明をさせていただきたいと思っております。

森林の整備を進めるためには、林業就業者の確保・育成が重要でございます。林業労働力確保支援センターと連携をして、新規就業者の確保、就業者の技術習得、就労条件の整備、労働災害防止対策を総合的に実施してまいります。

次にCSF、豚コレラへの対応について御説明を申し上げたいと思います。

先月の末から今月にかけて、飼っている豚へのワクチン接種が完了いたしました。

感染のリスクは大幅に低下したものの、100%防ぐということとはできない状況でございます。

林務部といたしましては、猟友会の皆様と連携して野生イノシシの捕獲活動を強化しておりますが、先月から狩猟期に入っておりますので、人を介した感染拡大を防ぐということで、ハンターの皆様に衛生対策講習を受講いただくとともに、狩猟現場での消毒を徹底するなどしております。引き続きCSFのまん延防止に万全を期してまいりたいと考えております。

さて本日御審議いただきます審議事項ですけれども、千曲川下流森林計画区における地域森林計画の樹立、他3計画区の計画の変更でございます。

千曲川下流森林計画区につきましては、県内の森林面積の約17%に当たりまして、広葉樹やスギが多いのが特徴となっております。

全県的な課題でもございますが、人工林の年齢構成が高齢級に偏って、若齢林が少ない状況となっております。成熟期を迎えた人工林の主伐と確実な更新により、年齢の平準化を進めることが、この地域においても課題となっております。

委員の皆様には9月に現地検討会に御参加をいただき、千曲川下流森林計画区の特徴的な取組を御覧いただいたところでございますが、計画区の現状や課題、これらを踏まえた基本的な施策の方向性は計画書前半の大綱で、また、森林の整備および保全に関する基本的な事項や計画量等については、計画書後半の計画事項として整理しているところでございます。

計画書(案)の詳細はこの後、事務局から御説明を申し上げますが、委員の皆様におかれましては、適切な内容となっているか御審議のほどをお願いをいたしまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ皆さんよろしくお願いをいたします。

(坂爪森林政策課企画幹兼課長補佐)

次に、森林審議会の議長についてですが、森林法施行細則第11条の規定により、本審議会の会長が務めることになっておりますので、北原会長どうぞよろしくお願いをいたします。

(北原議長)

それでは会議を進めてまいります。

今回の災害ですけれども、非常に全県に亘って甚大な影響を及ぼしております。

この千曲川下流地域においてもですね、そういった点を考慮に入れて災害に強い森林づくりというような形で進めていただきたいと思いますと思っております。

そもそもですね、こういう甚大な災害が多発するというのは、今スペインでグローバルな話し合いが行われている訳ですけれども、やはり地球温暖化ですね、これがかなり大きな影響を及ぼしているかと思えます。

森林というのはその温暖化を防ぐ重要な切り札となり得るということで、この森林をいかにうまく育成させていくかということが非常に重要になっております。そういう意味でもこの森林審議会是非常に重要な位置を占めているかと思えます。

ということで皆さん、御多忙中に審議会に御参集くださりありがとうございます。

本日は活発な議論をよろしくお願いをいたします。

この審議会は15時に終了を予定しておりますので、スムーズな議事進行につきまして、皆様

の御協力をお願いします。

議事に入る前に森林法施行細則第 15 条の規定による議事録署名委員についてであります。

本件については議長の指名により決定したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(委員各位)

異議なし

(北原議長)

御異議がありませんので、寺島純子委員、安原輝明委員、このお二方をお願いしたいと思えます。よろしくをお願いします。

では議事に移ります。

千曲川下流地域森林計画書(案)についてと、中部山岳、伊那谷および千曲川上流地域森林計画変更計画書(案)についてを一括して議題といたします。

議題につきましては、資料に添付されているとおり長野県知事より本審議会あてに 12 月 11 日付けで諮問がありましたので、一括して事務局の説明を求めます。

(逸見森林政策課課長補佐兼森林計画係長)

事務局を務めております森林計画係の逸見です。よろしくお願ひいたします。

計画書案の説明に先立ちまして、県民並びに関係機関等に御意見をお聞きした結果について御報告申し上げます。

まず計画書および変更計画書(案)について、広く県民の皆様の御意見をお聞きするため、令和元年 11 月 5 日から 12 月 4 日までの 30 日間、長野県公式ホームページで公告するとともに、該当する地域振興局および県庁で縦覧に供しました。

その結果、縦覧期間内に森林法第 6 条第 2 項の規定による意見の申し立てはありませんでした。

また、市町村、中部森林管理局、関東および中部経済産業局、県庁内の関係各課等の関係機関に計画(案)について事前に御意見をお聞きするとともに、林野庁に事前協議を行ったところ、いくつか御意見をいただきました。

これらの御意見につきまして、その具体的な内容と御意見を踏まえた計画(案)の修正状況を資料 1 により御説明いたします。

なお、9 月 12 日に開催いたしました現地検討会の際に委員の皆様からいただいた御意見につきましては、事前に委員の皆様へ個別に御説明し申し上げましたとおり、計画書(案)に最大限反映した上で縦覧にしておりますので、資料 1 には記載していないことを御了解いただきますようお願いいたします。

それでは資料 1 を御覧ください。

[資料 1 を説明]

それでは、つづきまして、千曲川下流地域森林計画書(案)及びその他 3 計画区の地域森林計画の変更計画書(案)の概要につきまして、資料 2-1 及び資料 2-2 により御説明いたします。

これらの計画書の全体版につきましては資料の 3-1 から 3-4 としてお配りをしてございませぬけれども、概要をパワーポイントにより御説明いたしますのでスクリーンの方を御覧ください。

[資料 2-1 を説明]

続きまして、計画変更を行う3計画区の地域森林計画変更計画書（案）の概要です。

今回、中部山岳、伊那谷、千曲川上流の3つの計画区で変更を計画しております。

変更の内容につきましては、計画の対象とする森林の区域を変更するもの、また、林道等の計画を変更するものとなっております。

〔資料2-2を説明〕

以上で、千曲川下流地域森林計画書（案）及びその他3計画区の地域森林計画変更計画書（案）の概要説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

（北原議長）

それでは、ただいまの千曲川下流地域森林計画（案）と3計画区の計画変更（案）についての質疑応答に入ります。

まず、今回樹立いたします千曲川下流地域森林計画書（案）について御意見、御質問をお願いいたします。

これまで各委員の皆さんのところには御説明に上がっていただいているかと思えますけれども、意見を補足したいとか、あるいは新たに意見がありましたらよろしくをお願いいたします。

ではちょっと個別にお願いしたいと思います。

荒井委員、御専門の立場からよろしく申し上げます。

（荒井委員）

私は、材料として建築資材を使う側なんですけれど、やはり安定的な供給をしてくださるというのが一番かなと思います。それから、流通しやすいような働きかけみたいなのを、今もだいぶやっつけているんですけれど、それをもう少し手厚くしてもらおうと、より活発になるのかなと思っております。

（北原議長）

ありがとうございます。

次に小泉委員申し上げます。

（小泉委員）

先ほど議長のお話にあったように、今回の災害を受けてですね、やはり災害に強い森林っていうものが森林を次の世代へ繋げていくことになるかと思えますし、この前視察をさせていただいたときに、苗の作り方がだいぶ変わったという話がありましたよね、あのようなものを、この森林県である長野県は積極的に使っていく、また、そういう研究をしていくっていうことも大切なのかなと感じました。

計画（案）への要望は特にございません。

（北原議長）

コンテナ苗のことですね。

今後、増やしていくという方向で県の方にはよろしくをお願いいたします。

では、都築委員申し上げます。

（都築委員）

今回の台風で作業道や林道がかなり被害にあったと聞いているんですけれども、一番の基本に

なると思いますので、その整備を進めていただければと思います。

それから、県産材の利用というところから言いますと、だいぶ公共事業で、低層の保育園だとか、高齢者対応の施設だとかですね、県産材を使った木造の建築物が増えてまいりました。ただやっぱり中には予算がなくて鉄骨に変わるというのもありまして、今、林野庁でもやっていますけれども、一般流通材を使ってプレカットでやることによって、コストをかなり抑えられますし、鉄骨に対応できるトラス構造なんかも研究していますので、我々流通の立場で普及に努めたいというふうに思っています。

(北原議長)

次に寺島委員をお願いします。

(寺島委員)

森林経営管理センターが、これからどうなっていくのか注目しています。里山で森林に関する取組をやらうとすると、「やるんだったらあなた達にあげる」という人がいっぱいいるんですよ。森林とか山林は、昔は資産でも、現代では持ち主がいたとしても相続したくもないという、そういう厄介者になっちゃっているんですよ。それをどうしていくか。本当に早くやっついていかないといけないなっていうことをすごく思うので、この制度がうまく機能していくといいなと思います。

あと、私、道路のすぐ近くに住んでいて、今回の台風の被害で延べ4日ぐらい停電したんです。

木が折れて電線とかも切れたんですけど、次の日、隣の人と立ち話の中で、木が風から守ってくれたっていうのもあるんですよ。

だから、電線をどうするのかっていうのは地下に埋めるとか考えてもらえばいいんですが、木には結構守られているっていう部分もあるので、うまく森林を利用して風から守るとか、あるいは住んでいる人たちの役に立つような、災害に強い森というものも考えていかなきゃいけないのかなって思っています。

以上です。

(北原議長)

森林経営管理制度については後の資料4で説明していただくので、その時にまた御質問があったらお願いします。

後段はいいお話をさせていただいたと思います。災害に強い森林づくり。

森林というのは、人間の手、施業によって、悪者になるときもあるし、味方になってくれるときもある。施業次第だと思うんですよ。

さっきの停電の話もありますけれども、人間がきちんと管理しないからそうなっちゃうわけで、森林そのものは、本当はちょっと手を入れて欲しかったなと思っているんじゃないかと思います。

私も同感です。

それでは富井委員お願いいたします。

(富井委員)

野沢温泉村長の富井です。

長野県は森林県であり山林が多い県でもあると思うんですけども、先ほどの説明を聞いていると、この計画書の中にも書いてありますけれども、だいたい伐採するのに適当な年齢は、スギが40年、クヌギが15年というふうに、確かにそのくらいで常に交代をしていくのが一番利用価値も高いのかなど。特にナラはあまり太く放っておくとカシノナガキイムシにやられてしまうので、その前に有効利用を図るのが一番いいのかなと思うんですが、考えてみたら下流域の北信

地域ってほとんどこの年数に達している山林がほとんどじゃないのかなと。この計画書が発表されてそのとおりに施業されていくとすると、即、森林の有効利用、そしてその後の再生計画というのを急いでいかないと、ますます使いづらい木になっていくのかなと思います。

今までなぜ放っておいたんだろうって考えてみると、前回視察したような飯綱高原辺りは条件が良い方で、こちらの地域はほとんどが間伐をしても運び出せない。要は林道がない、索道をかけるだけの経費がない、そういう中で管理をされていて、伐採をして運び出すためのルート、その経費ってどうするのかという事を考えると、森林管理っていうのはなかなか難しいなと思います。

ただ山を守るだけだったらいいけれども、有効利用を図るといえるのは言葉では簡単だけど、生えている場所も含めると大変難しい問題だなと。その辺は文章の中ではなかなかそういう苦しみっていうのは表れてこないんですけど、実際にどうやってルートを作ってどうやって経費をかけないで運び出しながら、どうやって製品にするか、そして消費者に渡るかっていうことが一番重要になってくるのかなという気はしております。

(北原議長)

地域森林計画の方針と実際は難しいというお話でした。

林務部の方でその辺ちょっとお話をいただけますか。

(逸見森林政策課課長補佐兼森林計画係長)

先ほどの標準伐期齢、クヌギは15年、スギやヒノキ等は40年というお話ですけれども、これにつきましても、人で言えば成人といいますか、ある程度成長量がどんどん成長してきて落ち着いた頃といいますか、そこが標準伐期齢となっております。

必ずしもここで切らなければならないということではありませんけれども、逆に言いますとこれより若い段階でどんどん切っていきますと、成熟した森林が確保できないという分岐点となっております。村長さんからもお話ありましたように、特にそのクヌギ等につきましては昔で言えばきのこの原木ですとか薪ですとか、伐ってどんどん使っていたということを考えると一番効率が良かったのが15年程度ということだと思います。

またスギヒノキの40年等につきましても、もっと森林所有者等がもっと所有と利用というのが近かった頃には当然40年程度でも伐って使ってきたところです。

それがやっぱり所有者というものが自ら関わるということもだんだんなくなってくる中で、使うということが減ってきたり、また人件費が上がったりということで、なかなか所有と利用というものが一体化してこなかった時代に入ってきて年齢がどんどんそのまま高くなっていくと、木としてはもう使えるなとなっているけれども、なかなか伐ってもお金が合わないということできたというのが現状です。

とはいえ、それをただ放っておくということも適切ではないので、長伐期ですとか施業伐期の延長というようなことも検討しながら、いたずらにただ太くするというのではなくて、太いなりの育て方や利用方法も考えていくということ、また当然それについてはしっかりとした道も必要ということがあって、資源量に合わせた道の開設計画を立てるなど現場現場に合わせた計画を資源の状況を見ながら立てていくということになっております。

この計画っていうのはその基本的な考え方を示しておりまして、また、昔に比べて森林の保全という考え方というのが現在非常に大きくなってきていますので、大きくなったからただ伐るというだけではなくて、きちんと保全も兼ね合いも考えながら伐採・利用をしていくという観点がこの計画の中に盛り込んでこられてきているということになっております。

(北原委員)

富井委員よろしいでしょうか。
では野澤委員

(野澤委員)

大変わかりやすい説明をありがとうございました。

台風なんかでもそうなんですけども、今年は台風の被害は南信の方はあまりなかったんですが、自分の地域のところでやはり木が倒れまして、その倒れた木の中が空洞になっておりました。

その中で、今まであんまり関心がなかった地域の人が木を見てこれは大変なことだということで、その地域の住民が主体的に木にテープを巻いたりすることが少しずつ浸透してきているのかなってというような、本当に地域の小さなところなんですけども、そういう広がりをしていく必要が、地域が一丸となってやっていくということが非常に大事なことになるのかなってようなことを今回は感じております。

また、林業に関わっている団体とか、自分たちの森林ボランティアもそうなんですけども、林務課の皆さんの御指導によって、それぞれが持っているノウハウを最大限に生かしながら、その地域の森林とか、山を守るっていうことが今できているんじゃないかなって思っていますので、ぜひこの計画どおりいけるように、多くの方たちが山に参加しながら、そして自分たちの持っているそれぞれの力を最大限に発揮できるような指導をぜひお願いをしたいなと思っています。よろしくお願ひいたします。

(北原議長)

では、樋本委員お願いします。

(樋本委員)

大岡森林塾というグループで活動しています。

森林税による間伐がこの10年以上にわたって大幅に進んでいると感じていますが、私が子どもの頃に見えていたアルプスが、木が大きくなることによって全然見えなくなっていったりするところが今でもたくさんあります。この景色をさえぎる樹木の伐採と伐採木の利用促進をやってほしいと思っています。

それと、熱意を持って林業経営をしている自伐林業家やNPOなどのグループの活動に目を向けて支援をしてほしいと思っています。

先月には、『Oooka 森の学び舎』というところで、森の中で100の体験をしようという、長野市近郊の15家族を募集して、森の中で宝物探しをしたりだとか、木のメダル作りや竹を切ってコップを作って水を飲んでみようというような体験をしました。

子どもたちも父兄もみんな楽しそうにっていて、こういう森林体験をする機会をたくさんする機会があったらなと思います。以上です。

(北原議長)

先ほど野澤委員のお話にもありましたが、森林・林業に対して関わっている人、熱意を持っている人に県の方でも協力よろしくお願ひいたします。

それでは安原委員お願いします。

(安原委員)

この3ページの部分なんですけれども、(2)の民有林の森林資源のところ、課題として齢級の平準化、これは大変大事な問題であります。

この部分で主伐と更新という部分を、適切な主伐と確実な更新の推進ということで修正していただき、課題をしっかりと把握していただいたということ、これは評価したいと思っております。

この確実な更新という短い言葉ではあるんですけども、大変重い部分でございまして、現在もこれは全国での課題となっているというふうに認識しております。

その原因というのはいろいろあるわけですが、やはり木材の価格が安いという、いわゆる資金、それから技術的なこと、それから人がいないとか、いろいろな部分があつてなかなかこの確実な更新が進んでいかないと考えておるところでございまして、補助施策の部分も含めましてですね、さらなる支援をお願いしたいというようなことをこの下流の計画の中で読み取ることができましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、難しいところでありまして、一つよろしくお願いをしたいと思います。気持ちを含めて発言させていただきました。

よろしくお願いたします。

(北原議長)

非常に重要な問題ですね。

県の方も森林所有者の皆さんに御指導をよろしくお願いたします。

その他、御意見、御質問は、はい、富井委員お願いたします。

(富井委員)

森林税の使い道なんですけれども、これは林道の補修には使えないんですか。

林道を開けても管理がものすごく大変なんです。この間のような大雨が降ると斜面が急なので確実にどこかで崩れちゃうんですよ。そうすると、もう補修しないでその林道をやめようということになるんです。

(北原議長)

その辺の説明をお願いします。

(小澤森林政策課課長補佐兼企画係長)

森林政策課企画係の小澤と申します。

ただいま森林税のお話がありました。市町村で管理されている林道の維持・管理・簡易的な補修という部分だと思うんですけども、今の森林税のメニューの中で森林づくり推進支援金という各市町村の方に配分させていただいている部分がありまして、その中で、実際にそのお金を使って路網のメンテナンスに使われている事例がありますので、それを使っただけで充てられることにはなろうかなと思います。御検討いただければと思います。

(小山森林政策課長)

金額的には全体で約9,000万円と決して十分ではありませんので、すべて御要望に応えられるかどうかわかりませんが、御相談いただければと思います。

(北原議長)

それではこれ以上御意見がないようですので、お諮りいたします。

ただいまの千曲川下流地域森林計画書(案)について原案が適切なものと認めて答申することに御異議ございませんでしょうか。

御異議のある方は挙手を願います。

(各委員)

異議なし

(北原議長)

それでは御異議がありませんので適切なものと認め、答申することに決定いたします。

なお、答申書の作成につきましては議長に一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北原議長)

御異議がありませんので議長に一任いただきたいと存じます。

(北原議長)

それでは次に中部山岳、伊那谷及び千曲川上流地域森林計画の変更計画書（案）に対して、御意見御質問がありましたら発言をお願いいたします。

ございませんでしょうか。

それでは御意見がないようすでお諮りいたします。

ただいまの中部山岳、伊那谷および千曲川上流地域森林計画変更計画書（案）について原案が適切なものと認めて答申することに御異議ございませんか。

御異議のある方は挙手を願います。

(各委員)

異議なし

(北原議長)

御異議がありませんので適切なものと認めて答申することに決定いたします。

なお、答申書の作成につきましては議長に一任いただきたいと存じますが御異議ございませんか。

(各委員)

異議なし

(北原議長)

御異議ありませんので議長に一任いただきたいと存じます。

次に長野県森林審議会が特に定める事項について事務局から御説明をお願いいたします。

(向山森林づくり推進課企画幹兼保安林係長)

森林づくり推進課保安林係長の向山繁幸でございますよろしく申し上げます。

資料6を御覧ください。私からは森林保全部会についての御確認と御相談でございます。

まずは、長野県森林審議会が特に定める事項についてでございます。

森林審議会では、部会として保全部会を置いております。保全部会につきましては1の(1)にあるとおり、森林法施行令第7条で定められています。

都道府県知事は必要があると認めるときは保全部会を置き、分掌させることができるとなっております。

第4項では、都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議をすることができるとなっております。

この森林審議会が特に定めた事項についての御確認でございます。2の諮問事項と審議機関の考え方を御覧ください。

本会議と保全部会がございまして、保全部会につきましては、③④⑤の3項目について審議していただいているところでございます。

このことについて引き続きお願いしたいと考えておりますので、今日はその御確認をしていただければと思います。

③としましては10ヘクタールを超える又は知事が必要と認める林地開発行為の許可。④としまして、1ヘクタール以上の保安林の解除、⑤としまして長野県防除実施基準、これは主に松くい虫のヘリコプターによる空中散布のことを言いますが、この基準の策定・変更および高度公益機能森林、守るべき松林ですね、それから被害拡大防止森林、これはその周辺の松林の区域ですが、その指定・変更について、この3点について保全部会にお願いしているところでございますが、引き続きこの3点を審議することを確認していただきたいと思っております。

それから、保全部会で審議した内容につきましては、今まで本会議に報告してこなかったものですから、これからは本会議に御報告をしたいと思っております。

次に、地域森林計画の森林面積に大きく関わりを持ちます林地開発につきましても、許可を行った件数と面積、あと行為の内容を森林審議会本会議で御報告させていただきたいと思っております。私からは以上でございます。

(北原議長)

現在の保全部会の部会長は鈴木委員、それと都築委員、富井委員、安原委員と私の5名の委員でやっております。

これについては再確認ということになります。また、今後は保全部会の審議状況や開発の件数等についても御報告いただけるということですのでよろしくお願いたします。

これについて特に御質問とかございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして予定の議事を全て終了させていただきたいと思っております。

皆様の御協力のおかげで予定どおり議事を終えることができましたありがとうございました。

(坂爪森林政策課企画幹)

北原会長ありがとうございました。

最後に次第のその他としまして、この審議会の場をお借りいたしまして、県から報告事項を2点御説明申し上げます。

資料4および資料5について御説明いたします。

(井出森林政策課森林経営管理センター課長補佐)

森林経営管理支援センターの井出政次と申しますよろしくお願いたします。

冒頭の部長挨拶でも説明がありましたが、この4月から森林政策課内に森林経営管理支援センターというものを作りました。

これは、この4月からスタートした森林経営管理制度と森林環境譲与税等を担う組織であります。組織としては、千代企画幹と私ともう一人囑託の職員の3名体制で今実施しております。

この森林経営管理制度についてはこの4月からスタートしたということで全国的にもまだ手

探りの状況で動いている状況です。森林環境税が令和6年度から実際に徴収されるような形になりますので、しっかりと市町村の方に対して支援をする体制を作り対応している状況でございます。

私の方からは、この森林経営管理制度と森林環境譲与税について御説明していきたいと思っております。

[資料4を説明]

(工藤森林政策課主任専門指導員)

森林政策課主任専門指導員の工藤と申します。

私の方からは資料5の台風19号に関わる林務部関係費について御報告させていただきます。

[資料5を説明]

(坂爪森林政策課企画幹兼課長補佐)

説明は以上でございます。

資料4および資料5について、御意見、御質問等ございましたらお願いをしたいと思います。では寺島委員お願いします。

(寺島委員)

森林の経営管理制度についてですけれど、やはり市町村には人が少ないのでできるのかなと。

この事業が市町村にきたとして、こんな面倒なことを、多分兼務で誰かがやることになると思いますが、どの部署の誰がやるのかなと思いました。

だから、何かチームを作って送り込むとかして、何かしら実行できるって想定ができるモデルがないと、さあこれができるから市町村でやってくださいって言ったときに、すごい大変ですよ、所有者を探し出して交渉したり、これ適しているのかいないのかとか、面倒なことをやるんだったら今まででやっていたわけだから、どう実現性の高いものにしていくかがすごく大きい問題だと思います。

(千代森林政策課企画幹)

森林政策課の千代です。

おっしゃるように、財源はできました、制度もできました、ですけれども、特に小さい自治体さんの場合は、林務と農政とかいろいろ一人で兼務していたりして、今まででさえ非常に忙しくてやりたくてもできないことがある中で、新しくこれを追加的にやってくださいっていう話は非常にきつい話なんです。

私どもも半年間、皆さんに寄り添いながら相談を受けたりしながらやってきましたけれども、やっぱりなかなか非常に大変な制度であります。

ですので、県にも譲与税が来ていますので、国と県がしっかりと支援していくという、そういう縦の連携もあれば、もう一つ私どもが提案してますのは、近隣の自治体さん同士で連携をしていただいて、共同発注であるとか、共同でできるところはやって、それぞれの市町村が同じようなことを手間をかけてやるということよりも、もうちょっと効率的にできる方法があるんじゃないかなというようなことで、例えばその広域連合の中で処理をするとか、あるいは既存でもいいんですけども、広域の協議会の中で事務処理できる部分があるんじゃないかとか、あるいは一括してですね、地域の森林組合さんなりにある部分をお願いして、例えば意向調査であるとかは任せていってもいいんじゃないかなっていう検討をそれぞれの地域で今話し合いを進めていた

だいいています。

おっしゃるようにモデルとしてですね、この地域はこういう形でまとまるよっていうふうなところがあれば先にそういう形でやってもらって、他のところの参考にもしていただくっていうようなことを、令和6年から課税が始まりますので、できるだけ早め早めにそういう形を作りたいと思っています。

まだ半年ばかりです、実はこういう制度ですよ、こうした方が得ですよ、とかですね、今、皆さんで勉強している状況でもありますので、そこら辺は一緒になって進めながら形を作りたいなと思っていますし、また1年2年で終わる制度ではありませんので、冒頭、寺島さんの方からも森林を寄付したいとか、もういらぬから市町村でこれももらってくれないかと言われていたというお話がありましたが、そういうことにも対応できないっていうのが今の役所の実態ですから、そういったところもどうするのかとかいうビジョンを、この1年ぐらいでしっかり作戦を練って作っていきましようかと話しています。

それは自分たちだけで考えるのも大変だから、我々にも相談していただいたり、地域の森林組合ですとか、地域の住民の皆さんとも情報共有しながら、どういう方向がいいかっていうのを作っていくってことはちょっと手間がかかりますけど、最初ですのでそこをしっかりとやりましようねって話もしております。

まだちょっと形が見えてこないですけど、市町村の皆さんと情報共有しながらやっていきたいと思っています。

(寺島委員)

山の方は支所になっているじゃないですか、みんな兼務していて人がいないので負担だけが増えることがないように、ちゃんと実現できるようにお願いしたいと思っています。

(千代森林政策課企画幹)

そうですね。例えば委託でもいいですし、新たに人を雇用するでもいいですし、そういう人件費にもこの譲与税を使っていいことになっていますので。ただし、そこも人がいっぱいいるわけではないんですよね、その人材をどういうふうにつないでいくとかですね、そういうマッチングのこともやっていきたいなと思っています。

(坂爪森林政策課企画幹兼課長補佐)

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に委員の皆様に、井出部長より御礼を申し上げます。

(井出林務部長)

長時間にわたりまして熱心に御審議いただき、計画(案)をお認めいただきまして誠にありがとうございました。

様々な御要望ですとか御提言なども頂戴いたしましたところですので、部として、これからの施策の参考にさせていただきたいと思っています。

本日は誠に皆さんありがとうございました。

(坂爪森林政策課企画幹兼課長補佐)

長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。